

改善報告書

令和4年7月7日

1. 大学名：大阪電気通信大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-1

○大学院において、大学院学則第23条に各授業科目の成績評価を定めているが、その評価基準が定められていない点は改善が必要である。

○大学院において、G、D評価の対象となる授業科目を規則に明示していない点は改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目3-1について

各授業科目の成績評価については、大阪電気通信大学大学院研究科規則を新たに制定し、同規則第19条第1項及び2項に規定した。

G、D評価の対象となる授業科目については、同規則第19条第5項に規定し、運用している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目3-1の資料

【改善報告資料3-1-1】大阪電気通信大学大学院研究科規則

以上

改善報告書

令和4年7月7日

1. 大学名：大阪電気通信大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

- 学校教育法第93条第2項に定める学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べる必要事項のうち学生の入学について、教授会が意見を述べていないので改善が必要である。
- 学校教育法施行規則第26条第5項に定める学生に対する懲戒手続きが、学長によって適切に定められていない点は改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

学生の入学については、教授会から合否判定会議（学校教育法施行規則第143条第1項の規定による代議員会と位置づけた会議）に権限委譲を行い、教授会を代表して合否判定会議が意見を述べる形式とし、学部教授会規則第3条第2項に規定した。

学生に対する懲戒手続については、学生の懲戒処分に関する規則を制定し、運用している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- 【改善報告資料4-1-1】学部教授会規則
- 【改善報告資料4-1-2】合否判定会議に関する規程
- 【改善報告資料4-1-3】合否判定会議議事抄録
- 【改善報告資料4-1-4】学部教授会議事抄録
- 【改善報告資料4-2-1】学生の懲戒処分に関する規則

以上

改善報告書

令和4年7月7日

1. 大学名：大阪電気通信大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

○成績評価基準の明示や教学マネジメントの機能性に改善を要する事項があり、内部質保証システムの機能性に問題があるため、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目6-3について

改善報告書の基準項目3-1及び4-1において報告している通り、改善を行い運用している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目6-3の資料

【改善報告資料6-3-1】大阪電気通信大学大学院研究科規則

【改善報告資料3-1-1】と同じ

【改善報告資料6-3-1】学部教授会規則

【改善報告資料4-1-1】と同じ

【改善報告資料6-3-2】合否判定会議に関する規程

【改善報告資料4-1-2】と同じ

【改善報告資料6-3-4】合否判定会議議事抄録

【改善報告資料4-1-3】と同じ

【改善報告資料6-3-5】学部教授会議事抄録

【改善報告資料4-1-4】と同じ

【改善報告資料6-3-6】学生の懲戒処分に関する規則

【改善報告資料4-2-1】と同じ

以上